

介護職員処遇改善手当支給基準表

平成30年4月1日現在

No.	資格名称・業務等	条件	支給額(円)	備考
①	介護福祉士	勤続年数5年以上	7,000	
		勤続年数3年以上5年未満	5,000	
		勤続年数3年未満	3,000	
	ヘルパー1級・実務者研修		2,500	
	ヘルパー2級・初任者研修		2,000	

②	社会福祉士		4,000	
	社会福祉主事		2,000	

③	介護支援専門員	勤続年数3年以上	3,000	更新を行っていること
		勤続年数3年未満	2,000	更新を行っていること

④	認定特定行為業務従事者	喀痰吸引	2,500	
---	-------------	------	-------	--

⑤	勤続評価	5年以上	3,500	
		3年以上5年未満	2,500	
		2年以上3年未満	1,500	
		1年以上2年未満	1,000	

⑥	夜勤業務	夜勤1回につき	5,000	
	深夜業務	深夜勤務1回につき	1,000	

※各①～⑤の分類ごとに受給できる手当は一つとする。

※①～⑥の支給対象者は**常勤介護職員**に限る。

⑦	パート職 改善手当	時給上乗せ額	20	時給単価に上乗せして支給する
---	-----------	--------	----	----------------

※⑦の支給対象者は**非常勤介護職**に限る。

支給方法: 毎月の給与支払い時